

電子

見積書の提出について（依頼）

戸田市長 菅 原文 仁
(公印省略)

指名競争見積合せを下記により執行するにあたり、貴社を指名したので、希望があれば戸田市契約規則、戸田市建設工事請負契約約款及び戸田市公共工事等電子入札運用基準に従い、設計図書等熟知のうえ、見積書を提出してください。

記

件 名	令和8年度 新曽中央地区まちづくり用地暫定整備工事（その1）		
履行（納入）場所	戸田市市内		
履行（納入）期限	契約締結日の翌日 から 令和 8年 7月31日 まで		
仕様書配布日時・場所	令和 8年 5月21日（木） 埼玉県電子入札共同システムからダウンロードすること		
見積合せ日時 見積提出期間・場所	見積合せ日時：令和8年6月4日（木）10時50分 見積書の提出期間： 令和8年6月1日（月）8時30分～6月4日（木）10時45分	システムにて開札する	
設計金額・予定価格	¥1,507,000（税込み）	最低制限価格	設定しない
入札保証金	免除	契約保証金	免除
支払条件	前払い 有り・部分払い 無し		
留 意 事 項	1 この工事は、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う電子による指名競争見積合せの対象工事である。 2 契約金額にあたっては、見積書に記載（入力）された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載（入力）すること。 3 内訳書をシステムによる見積書提出の際に添付すること。 4 見積回数は1回とする。 5 見積書の提出を希望しない場合は、辞退することができる。 6 見積書提出締切日時までにシステムに見積書が到着しない場合は、辞退したものとみなす。 7 設計金額の110分の100に相当する金額を超える見積金額の見積書は無効とする。 8 決定となるべき金額を見積もった者が複数あり、くじにより受注者の決定を行うこととなった場合は、システムによる電子くじを実施する。 9 この工事の指名競争見積合せに参加する者で紙見積方式を希望する者については、「紙見積方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。（様式は戸田市ホームページから取得すること。） 10 その他詳細等については、システム上にて確認の上、見積を行うこととする。 11 質疑の締切は、令和8年5月27日（水）正午までとし、メールにより受付する。 回答は、令和8年5月28日（木）17時までに埼玉県電子入札共同システムに添付する。		
問 合 せ 先	本通知書に関する問合せ先は、 総務部管財入札課 TEL：048-291-8246 FAX：048-432-8521 MAIL：nyusatsu@city.toda.saitama.jp		